(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
福島県伊達郡国見町大字貝田字大師二七番一から同町大字貝田字荒井三番五まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年九月八日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

石川労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、石川県最低賃金（昭和55年石川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月８日

石川労働局長　八木　健一

第４号中「１時間984円」を「１時間1,054円」に改める。

福井労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福井県最低賃金（昭和55年福井労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月８日

福井労働局長　石川　良国

第４号中「１時間984円」を「１時間1,053円」に改める。